

長崎港の地域的参考情報

1 気象・海象の特性

- ☛ **南西の風**の影響を受けやすく、特に台風が付近を通過する場合、**南西の風は強く吹く**ため、注意が必要である。
- ☛ **「あびき」***と呼ばれる**極めて顕著な海面の昇降(副振動)**があり、係留船舶の流出・転覆の被害を生じることがあるため、注意が必要である。
- ※ **冬から春にかけて発生しやすく**、盛夏にはまれである。

2 付近海域の状況

- ☛ **第3区、第4区の沿岸**には、**油槽所や造船所の施設が多数**ある。
- ☛ 第3区の**航路南東側に検疫錨地**が定められている。
- ☛ **危険物を積載した船舶の錨地**は、**第3区及び第6区**に定められている。
- ☛ **第6区は、大型船の錨泊場所**として利用されている。**(利用者間による調整)**

3 台風等に関する勧告基準

区分	発令判断基準	発令時期	船舶の対応
第一警戒態勢 (準備勧告) 港則法第39条 第4項に基づく 勧告	次のいずれかの場合 ・気象庁から発表される台風の 強風域(風速15m/s以上) に入ることが予想される場合。 ・台風以外の事象により、港内の船舶に影響が及ぶと予想される場合。	長崎港に台風の強風域が到達する概ね 12時間前	① 在港船舶は、台風等の動向に留意し、乗組員の待機、けい留索の補強、機関の起動準備等荒天準備を行うとともに、状況に応じて速やかに運航できるよう準備する。なお、船舶の設備に応じて国際VHFを常時聴守し、AISを起動する。 ② 危険物積載船舶は、強風域に入る前の十分余裕のある時期に荷役を中止し、在港船舶と同様の措置をとる。 ③ 小型船等は陸揚げするか、船溜りその他安全な場所に避難し、または状況に応じて速やかに避難できるように準備する。 ④ 海上における工事・作業現場、造船所及び岸壁上においては、風浪による流出の恐れのある物件の固縛、陸揚げ移動等の荒天準備をする。 ※ 港長の勧告発令に併せ、港内において第6区以外での錨泊は行わない。 (利用者調整)
第二警戒態勢 (避難勧告) 港則法第39条 第4項に基づく 勧告	次のいずれかの場合 ・気象庁から発表される台風の 暴風域(風速25m/s以上) に入ることが明らかである場合 ・台風以外の事象により、港内の船舶に相当な影響が及ぶと予想される場合。	長崎港に台風の暴風域が到達する概ね 12時間前 ただし、発令が夜間にかかる場合は、日中に避難が完了できるような考慮するものとする。	① 在港船舶は、荒天準備を完了し、厳重な警戒態勢とする。在港中の大型船は、台風等の状況を勘案し、早期に出港し安全な海域に避難する等、船長の判断により適切な措置をとる。なお、船舶の設備に応じて国際VHFを常時聴守し、AISを起動する。 ② 危険物積載船舶は、荷役を中止し、安全な場所に避難する等、荒天準備を完了する。 ③ 小型船等は陸揚げするか、船溜りその他安全な場所に避難し、十分な固縛を行い、流出又は転覆などの防止措置をとる。 ④ 海上における工事・作業現場、造船所及び岸壁上においては、風浪による流出の恐れのある物件の固縛、陸揚げ移動等の荒天準備を完了し、厳重な警戒態勢とする。

緊急連絡先:長崎海上保安部 交通課【TEL:095-829-2819】

各海域(港)最寄りの海上保安庁の事務所や地方運輸局で配布している
走錨事故防止ガイドラインとともに、**船橋に備え置いてください!**

R2.3月
作成